資料　10

特別支援学校等における
医療的ケアの実施に係る登録等
の事務について（関係法令）

本資料は社会福祉士及び介護福祉士法等に基づき、事務局にて、特別支援学校等に関係する事務について整理した資料である。

登録特定行為事業者
～学校～

1．登録特定行為事業者としての登録（附則第20条、法第48条の3）

附則第二十条　自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務（以下「特定行為業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第四十八条の三
2　前項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　事業所の名称及び所在地
三　喀痰吸引等業務開始の予定年月日
四　その他厚生労働省令で定める事項

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

第二十六条の二
- （申請者が法人である場合）定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- （申請者が個人である場合）住民票（写）
- 申請者が欠格条項に該当しない旨の誓約書
- 登録基準の要件に適合していることを証する書類
- 認定特定行為業務従事者名簿

２－１. 登録基準（法第48条の５） －医療関係者との連携に関する事項－

第四十八条の五　都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。
一　医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

第二十六条の三　第一項

- 認定特定行為業務従事者による特定行為が可能かどうかについての医師の文書による指示
- 認定特定行為業務従事者と医師又は看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担（心身の状況に関する情報の共有、医師又は看護職員による定期的な状態の確認等）
- 個々の対象者の状況に応じ、特定行為の実施内容等を記載した計画書の作成
- 特定行為の実施状況を記載した報告書の作成と医師への提出
- 緊急時に適切に対応できる体制（状態が急変した場合の医師等への連絡体制の整備等）
- 業務の手順等を記載した業務方法書の作成

２－２. 登録基準（法第48条の５第１項） －その他の安全確保措置等－

二　喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

第二十六条の三　第二項

- 認定特定行為業務従事者が実地研修を修了している場合にのみ、特定行為を行わせることができる。
- 医師、保健師、助産師又は看護師による実地研修の修得程度の審査の実施
- 認定特定行為業務従事者に対する「実地研修修了証」の交付
- 修了証を交付した認定特定行為業務従事者の帳簿の作成及び保存
- 修了証交付状況についての都道府県知事への定期的な報告
- 医師又は看護職員等の医療関係者を含む委員会の設置、研修体制の整備その他の安全確保のための体制の確保
- 必要な備品の確保
- 器具の衛生的な管理等の感染症予防の措置
- 特定行為計画書の内容についての対象者本人や家族への説明と同意
- 業務上知り得た秘密の保持

２－３．登録基準（法第48条の５第２項）　－登録簿への記載事項－

２　登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一　登録年月日及び登録番号
二　第四十八条の三第二項各号に掲げる事項

３．欠格条項（法第48条の４）

第四十八条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
二　この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
三　第四十八条の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
四　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

４．登録事項の変更等（法第48条の６）　－都道府県知事への届出－

第四十八条の六　登録を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）は、第四十八条の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
２　登録喀痰吸引等事業者は、特定行為業務を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
３　前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。

事前届出	事後届出（遅滞なく届出）の場合の例
第48条の３第２項第１号～第３号 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　事業所の名称及び所在地 三　喀痰吸引等業務開始の予定年月日	第48条の３第２項第４号 四　その他厚生労働省令で定める事項 ～省令(社会福祉士及び介護福祉士法施行令)において定める事項～ 第二十六条の二 ・認定特定行為業務従事者名簿

認定特定行為業務従事者
～教員～

1．認定特定行為業務従事者（法附則第3条）

附則第三条　介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて**厚生労働省令で定める**行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。
２　認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たつては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

第一条
- 口腔内の喀痰吸引
- 鼻腔内の喀痰吸引
- 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養

2. 欠格条項 （法附則第4条第3項）

附則第四条
3　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。
一　成年被後見人又は被保佐人
二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
三　この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
四　第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
五　次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

3. 認定証の交付申請 （法附則第4条第5項）

附則第四条
5　前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～
　認定証の交付を受けようとする者は、以下の内容の申請書とその添付書類を都道府県知事に提出しなければならない。
附則第五条
○ 申請書の記載事項
・氏名及び生年月日
・喀痰吸引等研修を修了した特定行為
・その他必要な事項
○添付書類
・研修修了証明書
・住民票（写）

登録研修機関
～教育委員会～

1．登録の申請（法附則第６条）

附則第六条　登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行おうとする者の申請により行う。

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

附則第十条

〇申請書の記載事項
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
- 実施する喀痰吸引等研修の内容

〇添付書類
- （申請者が法人である場合）定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- （申請者が個人である場合）住民票（写）
- 申請者が欠格条項に該当しない旨の誓約書
- 登録基準の要件に適合していることを証する書類

2. 登録基準（法附則第8条第1項）

附則第八条　都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。
一　喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。
二　前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。
三　前二号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

附則第十一条
○喀痰吸引等研修の講師
・喀痰吸引等の実務に関する科目については、医師、看護師、保健師又は助産師が講師となること。

○登録基準
・研修を受ける者の数に対し十分な数の講師を確保していること。
・研修に必要な器具等を確保していること。
・研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。
・研修の講師の氏名及び担当科目を記載した書類を備えること。
・研修修了者に関する帳簿の作成及び保存
・都道府県知事に対する研修の実施状況の定期的な報告

2－2. 登録基準（法附則第8条第2項） ～研修機関登録簿～

2　登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一　登録年月日及び登録番号
二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三　事業所の名称及び所在地
四　喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
五　その他厚生労働省令で定める事項

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

附則第十二条
・喀痰吸引等研修の課程

3. 欠格条項（法附則第7条）

附則第七条　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
二　この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
三　附則第十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
四　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

4．変更の届出（法附則第11条）

附則第十一条　登録研修機関は、附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5．登録の更新（法附則第９条第１項）

附則第九条　登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

～政令（社会福祉士及び介護福祉士法施行令）において定める事項～

附則第六条
- 更新期間については、５年とする。

6．帳簿の備付（法附則18条）

附則第十八条　第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

↓

第十七条 〔**帳簿の備付け等**〕
登録研修機関は、厚生労働省令で定めるところにより、喀痰吸引等研修の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保管しなければならない。

7．喀痰吸引等研修の実施に係る義務（法附則第10条）

附則第十条　登録研修機関は、公正に、かつ、附則第八条第一項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

附則第十三条
- 喀痰吸引等研修の課程に応じて規程された内容以上の研修を行うこと。

基本研修

科目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	
喀痰吸引等に関する演習	1
合計	9

実地研修

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	医師等（医師、保健師、助産師又は看護師）の評価において、受講者が取得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

- 研修の各講義毎に修得の程度を審査すること 。
- 修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、研修修了証を交付すること。

8.業務規程（法附則第12条）

附則第十二条　登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
２　業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

附則第十四条
・研修の受付方法、実施場所、実施時期、実施体制その他の実施方法に関する事項
・安全管理体制に関する事項
・料金に関する事項
・業務上知り得た秘密の保持に関する事項
・業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項　　等

９．業務の休廃止（法附則第13条）

附則第十三条　登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

附則第十五条
・休止し、又は廃止しようとする喀痰吸引等研修の業務の範囲
・休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
・休止又は廃止の理由

都道府県知事

１．登録

登録特定行為事業者の登録 （法第48条の５第１項）

第四十八条の五　都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

登録研修機関の登録（法附則第８条第１項）

附則第八条　都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

２.指導監督

登録特定行為事業者（法第19条、法第20条）

第十九条　都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令に定めるところにより、登録特定行為事業者に対し、報告させることができる。
第二十条　都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録特定行為事業者の事務所に立ち入り、登録特定行為事業者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

登録研修機関（法第19条、法第20条）

第十九条　都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令に定めるところにより、登録研修機関に対し、報告させることができる。
第二十条　都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、登録研修機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3. 登録の取消し、業務の停止

登録特定行為事業者 （法第48条の7）

第四十八条の七　都道府県知事は、登録特定行為事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

一　第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
二　第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
三　前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
四　虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

登録研修機関 （法附則第16条）

附則第十六条　都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一　附則第七条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
二　附則第十一条から第十三条までの規定に違反したとき。
三　前二条の規定による命令に違反したとき。
四　附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反したとき。
五　虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

4. 特定行為の業務の停止、認定証の返納命令 （法附則第4条）

附則第四条
4　都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に関し必要な事項は、政令で定める。
一　前項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合
二　前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があつた場合
三　虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

～政令（社会福祉士及び介護福祉士法施行令）において定める事項～

- 認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられた者は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならないこと。
- 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該認定特定行為業務従事者に認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事にその旨を通知しなければならないこと。
- 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、業務の停止処分をしたときは、当該認定特定行為業務従事者に認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に処分年月日、理由及び内容を通知しなければならないこと。

5. 認定の決定、認定証の交付（法附則第4条）

附則第四条　認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2　認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

附則第六条
○認定証の記載事項
- 氏名及び生年月日
- 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- その他必要な事項

6. 認定証交付事務の委託 （法附則第5条第1項）

附則第五条　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。）の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

～政令（社会福祉士及び介護福祉士法施行令）において定める事務～

附則第五条

- 認定事務（認定の決定）
- 認定特定行為業務従事者認定書の交付の拒否に係る事務

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

附則第九条
委託は、「委託契約書」を作成して行うこと。

7. 適合命令（法附則第14条）、改善命令（法附則第15条）

附則第十四条　都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

附則第十五条　都道府県知事は、登録研修機関が附則第十条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

8. 公示

登録特定行為事業者 （法第48条の８）

第四十八条の八　都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
一　登録をしたとき。
二　第四十八条の六第一項の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があつたとき。
三　第四十八条の六第二項の規定による届出があつたとき。
四　前条の規定により登録を取り消し、又は特定行為業務の停止を命じたとき。

登録研修機関 （法附則第17条）

附則第十七条　都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
一　登録をしたとき。
二　附則第十一条の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があつたとき。
三　附則第十三条の規定による届出があつたとき。
四　前条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

◎経過措置（改正法附則第14条）

改正法附則第十四条　この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であって、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項に規定する特定行為（以下この項において「特定行為」という。）を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者（この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。）は**厚生労働省令で定める**ところにより、当該特定行為ごとに新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程を終了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

２　都道府県知事は、前項の認定を受けた者に対しては、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証を交付することができる。

～省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）において定める事項～

　都道府県知事の認定を受けようとする者は、申請書に以下の書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

附則第四条

・住民票の写し
・特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類
　（認定を受けようとする者本人の誓約書及び第三者による証明書）
・その他必要な書類（実施状況確認書）